

情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）が取り扱う情報の適正な管理について定めたものである。

(守秘義務)

第2条 秘密情報は、業務上必要な場合を除いて取得、使用又は開示してはならない。

2 本規程において、秘密情報とは本会および会員が関与する業務の実施に際して、該当業務の関係者から開示を受ける情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 書類その他有形の媒体に記録された情報であって、当該媒体上に秘密である旨が表示されている情報
 - (2) ファイル名に秘密である旨が表示されていると共にコンピュータその他の電子機器による表示画面上に秘密である旨が表示される電子情報。ただし、電子メールに添付されている電子情報については、コンピュータその他の電子機器による表示画面上に当該電子情報を表示した際に秘密である旨が表示されることを要する。
 - (3) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報で、口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における開示者の秘密情報から除外する。
- (1) 開示のときに、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった開示者の情報
 - (3) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 開示者の秘密情報によらず被開示者が独自に開発した情報

(秘密情報の管理者)

第3条 秘密情報の管理者は次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、秘密情報の管理を統括する。
- (2) 理事、監事及び委員（以下「役員」という。）は、担当する業務の秘密情報の管理者として、その部門が保有または取得する秘密情報の適正な管理を行うものとする。

(秘密情報の使用・開示)

第4条 秘密情報の使用または開示は次のとおりとする。

- (1) 秘密情報を使用または開示（閲覧、配布、複写、持ち出し、廃棄、伝達等）する場合には、その都度、事前にその秘密情報を専務理事の承認を得なければならない。
- (2) 専務理事は、必要に応じてあらかじめ秘密情報を使用または開示することができるものを指定し、包括的な承認を与えることができる。

(教育・注意喚起等)

第5条 この規程を施行するにあたり、必要な教育、注意喚起等は次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、この規程の目的及び趣旨を関係者に周知徹底させるため、教育指導を行う等必要な措置を講じなければならない。
- (2) 役員の異動に際しては、その役員が在職中に知り得た秘密情報を不正に開示等することのないように注意を喚起しなければならない。

(誓約書の提出)

第6条 専務理事は会員及び職員に対し情報の管理について、必要に応じて誓約書の提出を求めることがある。

(違反者への対応)

第7条 この規程に違反した場合は、本会はその会員及び職員に対して、定款に定める懲戒処分のほか、損害賠償を求めることができる。

(必要事項の決定)

第8条 この規程の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 (令和3年6月5日理事会決議)

この規程は、令和3年6月5日から施行する。